

さいたま市立大宮北中学校

学校だより 6月号



令和7年5月30日(金)

048(641)1214

048(641)6680(さわか相談室)

<https://omiyakita-j.saitama-city.ed.jp/>

学校教育目標

『人間性豊かな
実践力のある生徒』

- ◆たしかな学力
- ◆ゆたかな心情
- ◆たくましい身体

いじめの問題について法的に考える

校長 廣江 剛

市内の小・中学校は、6月を「いじめ撲滅強化月間」としています。いじめが急激に増える時期だからです。6月にいじめが増える理由は様々ありますが、4・5月は、誰もが新しい集団の中で様子を伺いながら生活をしているけれども、徐々に慣れ、新しい力関係が形成され始めることが原因の一つと言われています。先日、生徒会と各委員会の委員長を中心とした、生徒主体の「いじめ対策委員会」が開催されました。自分達の手で北中をもっとよい学校にしたいという意欲に溢れ、「大宮北中憲章」の精神が受け継がれていることを実感しました。

さて、いじめの問題については、過去の痛ましい事件等を経て、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備した「いじめ防止対策推進法」が平成25年にできました。これにより各校まちまちな対応ではなく、法に従った対応を全国一律で行うことが明確化されました。

同法律の第二条には、「いじめの定義」が次のように示されています。「いじめとは、児童等に対して（中略）一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」いじめの対応を行っている、「いじめではなくいじりです」「ふざけ合っただけです」といった声を聞くことがあります。しかし、いじめかどうかは、いじめられた側が苦痛を感じているかということで判断されるべきもののなのです。自分の言動が相手にどう受け取られるか、相手はどんな気持ちになるか、一度立ち止まって相手の立場に立って考えてみるのが大切です。

また、同法律の第八条には、いじめに対する「学校の責務」が示されています。「学校及び学校の教職員は（中略）学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する」学校は、いじめはどの学校にもどのクラスにもどの生徒にも起こり得るという強い危機感をもち、様々ないじめの防止対策を講じていきます。いじめを認知した時には、つらい思いをしている生徒を何が何でも守り抜くという方針で解決にあたります。（詳しくは、HPに掲載している大宮北中学校いじめ防止基本方針をご覧ください）本校では4月にも市教委から専門家をお招きして研修を行い、指導体制について確認を行いました。今後も生徒が相談しやすい環境づくりに努め、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいります。

さらに、同法律の第九条には、いじめに対する「保護者の責務」が示されています。「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」保護者も学校と協力して子どもがいじめを行わないよう指導する責任があることが書かれています。近年、学校が特に対応に苦慮するのが、SNSやインターネットを通じて行われるいじめです。発見が難しい上に、個人情報の壁が指導を困難にしています。これについては、保護者の監督の下、早期発見に努めていただくとともに、問題の解決にあたっては、御来校の上、全面的な御協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、今月は学級や学校全体でも様々ないじめ防止に向けた取組が行われると思います。どうしたら学校から、いや世界からいじめがなくなるのか。ぜひ、この機会に一人ひとりがじっくり考えてみてください。私もまた、朝礼でもお話させていただく予定です。